

経常共同企業体（企業再編型）の取扱いについて

（平成19年4月）

1 入札参加資格

(1) 結成目的及び事業計画

経常共同企業体の入札参加資格申請においては、企業合併に向けた前段階としての活用など結成目的に応じた具体的な目標並びに目標達成に向けた事業計画等に関し、その内容に妥当性が認められ、かつ一定の結成要件を満たす場合に限って、入札参加資格を付与する。具体的には、「経常共同企業体協定書（企業再編型）」により、企業合併を図る理由及びその達成に向けた事業計画の提出を求める。

(2) 結成要件

- ① 構成員が入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ② 構成員が他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- ③ 構成員が3社以内であること。
- ④ 全ての構成員の出資比率が20%以上であること。（2社共同企業体の場合は30%以上であること。）
- ⑤ 経常共同企業体としての格付けが、最上位に格付けされている構成員の格付けと同等以上になること。
- ⑥ 構成員に親子会社又は同族関係にある会社を含まないこと。

2 指名等における取り扱い

- (1) 指名競争入札の指名にあたっては、経常共同企業体の等級の直近下位の等級に対応する工事においても、直近下位等級に対応する業者と同様に扱う。ただし、構成員のうち1社以上が、経常共同企業体の等級の直近下位の等級に格付けされていた場合に限る。
- (2) 経常共同企業体を結成する工事種別については、各構成員単体に対する指名は行わないものとし、一般競争入札においては単体での入札参加を認めないものとする。ただし、単体として特定共同企業体の構成員となった

場合はこの限りではない。

3 共同施工体制等の確認

当該経常共同企業体が工事を受注するごとに「経常共同企業体運営状況確認調書」の提出を求め、経常共同企業体による円滑かつ効率的な共同施工を確保するために設置された各委員会及び各規則等の整備状況の確認を行う。

① 着手時

「経常共同企業体運営状況確認調書」及び整備された各規則の提出を求める。

② 履行時

着手時では記入できなかった内容等を追記した「経常共同企業体運営状況確認調書」及び着手時以降に整備した各規則の提出を求める。

4 その他

(1) 入札参加資格審査における客観的事項の取り扱い

客観的事項の審査及び級別格付けを行うに当たっては、算定した点数を10%を基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとする。

(2) 解散後の取扱い

入札参加資格を付与した経常共同企業体について、当初の目標が達成されず、解散した場合にあっては、特別な事由があるものを除き、解散後2年経過するまでは、当該構成員が組み合わせを変更した新たな経常共同企業体の構成員となることを認めない。

1 指名に対する取扱いについて(例)

	構成員	格付け	対応工事等級		
			A	B	C
長岡市	a b c	→ A →	○	○	
長岡市	a b	→ A →	○	○	
長岡市	a c	→ A →	○		
長岡市	a c	→ B →	経常共同企業体を認めない (注)		
長岡市	b b	→ A →	○	○	
長岡市	b b	→ B →		○	
長岡市	b c	→ A →	○	○	
長岡市	b c	→ B →		○	○
長岡市	c c	→ B →		○	○
長岡市	c c	→ C →			○

* a、b、cはそれぞれA級、B級、C級業者を表す。

(注) 経常共同企業体としての格付けが、最上位に格付けされている構成員の格付けと同等以上になること

2 指名及び一般競争入札に関する参加の可否について

* A株式会社とB株式会社でA・B経常JVを結成した場合

参加の可否	会社の形態	備考
○	A・B経常JV(A株式会社とB株式会社)	○各構成員への指名はできない。 ○各構成員単体での一般競争入札への参加はできない。
×	A株式会社	
×	B株式会社	
○	A・C特定JV(A株式会社とC有限会社)	○別の会社との特定JVでの指名等は可能。